

庄内広域水道企業団職員安全衛生管理規則をここに公布する。

令和8年3月16日

庄内広域水道企業団

企業長

庄内広域水道企業団規則第17号

庄内広域水道企業団職員安全衛生管理規則

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 安全衛生管理体制（第5条—第8条）

第3章 安全管理（第9条—第11条）

第4章 健康管理（第12条—第24条）

第5章 雑則（第25条、第26条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）に基づき、職員の安全及び健康管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）職員 庄内広域水道企業団に属する職員（臨時的任用職員及び非常勤職員を除く。）をいう。

（2）所属長 企業団の各課（これに相当するものを含む。）の長をいう。

（所属長の任務）

第3条 所属長は、この規則の定めるところに従い、所属職員の安全の確保及び健康の保持増進に努めなければならない。

（職員の責務）

第4条 職員は、安全及び健康の管理上必要な事項について、所属長、産業医その他安全衛生管理に携わる者の指導又は助言を受けたときは、これを誠実に守らなければならない。

第2章 安全衛生管理体制

（安全衛生推進者）

第5条 法第12条の2の規定に基づき、企業団に安全衛生推進者を置く。

2 安全衛生推進者は、職員の中から企業長が選任する。

3 安全衛生推進者は、法第10条第1項各号の業務を担当する。

(産業医)

第6条 企業長は、必要に応じて産業医を置くことができる。

2 産業医は、職員の健康管理について企業長が必要と認める事項を行う。

(関係職員の意見の聴取)

第7条 企業長は、安全衛生に関する事項について職員の意見を聴くための機会を設けるものとする。

(安全衛生教育)

第8条 所属長は、法第59条の規定に基づき、当該職員に対し、従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければならない。

第3章 安全管理

(危険を防止するための措置)

第9条 所属長は、次に掲げる危険による職員の災害発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(1) 機械器具その他の設備による危険

(2) 爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険

(3) 電気、熱その他のエネルギーによる危険

(4) 掘削、採石等の業務における作業方法から生ずる危険

(5) 職員が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等に係る危険

(緊急事態における措置)

第10条 所属長は、職員に対し災害発生の危険が急迫したと判断したときは、当該危険に係る場所、職員の業務の性質等を考慮して、業務の中断、職員の退避等適切な措置を講じなければならない。

2 前項の措置を適切かつ円滑に講ずることができるようにするため、所属長は、設備等の整備、職員の訓練等の措置を怠ってはならない。

(事故の報告)

第11条 所属長は、勤務場所等において災害が発生したときは、速やかにその発生状況等について、事故報告書(様式第1号)により企業長に報告しなければならない。

第4章 健康管理

(職場環境の維持管理)

第12条 所属長は、快適な職場環境の形成を図るため、職員の勤務場所、勤務内容等に応じ、換気、採光、照明、保温、防湿、騒音防止及び清潔に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 所属長は、有毒ガス、放射線等の有害物から職員を保護するための必要な措置を講じなければならない。

(精神衛生)

第13条 所属長は、精神疾患の予防のため、職員の融和、生活指導、身上相談、適正配置等に努めるとともに、精神疾患の疑いのある者を発見した場合には、受診の勧奨等適切な措置を講じなければならない。

(健康相談)

第14条 所属長及び産業医は、職員から健康について相談を受けた場合は、適切な指導と助言を行わなければならない。

(健康保持増進のための措置)

第15条 所属長は、職員の健康保持増進を図るため、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第42条の規定に基づき、企業団が実施する厚生活動への参加についての便宜を供与する等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(予防接種等)

第16条 企業長は、職員に感染症等の発生のおそれがあると認められるときは、予防接種、消毒その他必要な措置を講じなければならない。

(健康診断)

第17条 企業長は、職員の健康管理を行うため、次に掲げる健康診断を実施しなければならない。

(1) 定期健康診断

(2) 結核健康診断

(3) 前2号に定める健康診断のほか、必要があると認められる場合に行う特別な健康診断

2 前項各号に定める健康診断の内容及び日程等については、別に定める。

3 所属長は、職員が定められた期間内に健康診断を受診できるよう配慮しなければならない。

(職員の受診義務)

第18条 職員は、企業長が指定した期日及び場所において健康診断を受けなければならない。

2 前項の指定された期日に健康診断を受診できなかった職員は、1箇月以内に医師の行う当該健康診断に相当する健康診断を受け、その結果を証明する書面を所属長を通じ企業長に提出しなければならない。

3 企業長は、次に該当する職員の健康診断については、産業医の意見を聴き、全部又は一部を免除することができる。

(1) 現に当該健康診断の対象となる疾病について治療中の者又は医師の管理を受けている者

(2) 前号に掲げるもののほか、企業長が認めたもの

(事後措置)

第19条 企業長は、健康診断を行った医師が、健康に異常又は異常を生ずるおそれがあると認めた職員については、その医師又は産業医の意見を聴き、医療及び生活規正の面に対する指導等適切な事後措置をとらなければならない。

(健康診断の結果の保存)

第20条 企業長は、職員の健康診断の結果を5年間保存しなければならない。

(病状報告)

第21条 職員は、疾病のため長期にわたり休職療養する場合は、3箇月に1回医療機関の診断を受け、病状報告書（様式第2号）に医師の診断書を添え、所属長を通じて企業

長に提出しなければならない。

(職場復帰)

第22条 療養者が勤務に復帰しようとするときは、勤務に支障がないことを証明する医師の診断書を添えて企業長に申し出なければならない。

(勤務条件等についての措置)

第23条 企業長及び所属長は、健康診断の結果、職員の健康の保持について産業医からの勧告があったときは、勤務条件等について適切な措置を講じなければならない。

(ストレスチェックの実施)

第24条 企業長は、職員に対し、ストレスチェックを実施するものとする。

2 ストレスチェックの実施に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

第5章 雑則

(秘密の保持)

第25条 職員の健康管理業務に従事する職員は、職務上知り得た職員の心身の秘密を他に漏らしてはならない。

(その他)

第26条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

年 月 日

企業長 様

所属長

事 故 報 告 書

次のとおり事故が発生しましたので、報告します。

被 災 職 員	(所属職名) (氏名)
事故発生の日時	年 月 日(曜日)午 前後 時 分ごろ
事故発生の場所	
事故の程度及び 傷 病 名	
事故発生の状況 (原因)と事後 措 置	

様式第2号(第21条関係)

年 月 日

企業長 様

職
氏名

病 状 報 告 書

次のとおり、報告いたします。

病 名	
休 職 療 養 開始年月日	年 月 日
休 職 療 養 予 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで 日
療 養 の 場 所	
症状経過及び今後の 見 通 し	
その他の参考事項	

※ 診断書を添付すること。